

緊急開催とする。

○上記以外に、職員協議会を月に1回、生徒指導協議会を年2回(4月、12月)開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

(2) 校外における組織

- ① 中学校区学校改善委員会：年2回開催し、学区内の情報共有及び経営助言を得る。
- ② 町生徒指導推進協議会：年2回開催し、情報交換や連携を図る。
- ③ 中学校区PTA連絡協議会：年2回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、生徒や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に報告する。
- (2) 町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、町教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。

7 その他

- (1) いじめの見逃ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

いじめの早期発見に関する取組み

(アンケート調査の取組 教育相談からの取組)

- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。
- (3) アンケート調査票の保管体制を共有して閲覧可能にすることにより、内容の共通理解が図れるようにする。